

教育大綱策定にあたって

1 教育大綱策定の目的

平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成 27 年 4 月に施行された。改正の趣旨は、地方公共団体の長は教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有していることと、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっていることを踏まえ、地方公共団体の長が教育大綱を策定することにより、市民の意向の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的とするものである。

2 田原市教育大綱の位置付け

田原市では、平成 22 年 3 月に「田原市教育振興基本計画」を策定し、「基本理念」や「目指すひとづくり」等について明らかにすると共に、重点施策全般を網羅した。この計画は、本市における教育行政推進の基本となるものであり、平成 25 年 3 月に策定した「改定版田原市総合計画」の教育分野における個別計画としても位置付けられている。この度の「田原市教育大綱」は、時代の変化に対応した教育施策を展開していくために田原市教育振興基本計画の「第 2 章目指す姿」を市長と共に総合教育会議において改めて協議し、その改定版を策定すると共にこれを「田原市教育大綱」として位置付けるものである。

なお、個別的な事業計画については、総合計画やこの教育大綱に基づき、随時策定していくものとする。

3 田原市教育大綱の対象となる期間

この田原市教育大綱（教育振興基本計画）の計画期間は本年度から平成 32 年度までの期間とするが、今後の田原市総合計画の改定に合わせ随時見直しを行なっていくものとする。

4 田原市総合計画改訂版（平成 25 年 3 月）の体系

基本構想 「みんなが幸福を実現できるまち」

施策の大綱（教育文化分野）

「ふるさとに学び、人がつなぐ人づくりのまち」

教育文化分野の主要プラン

子どもの個性をみがく学びの環境づくり
子どもと地域との交流機会の充実
身近に文化・芸術・スポーツがある地域づくり
次の世代への田原市の歴史・文化の継承

5 教育振興基本計画（平成22年3月）の体系

(1) 基本理念「ふるさとに学び 人がつなぐ 田原のひとづくり」

(2) 目指す人づくり

- ①ふるさとを愛し、たくましく生きる人を育てます
- ②社会のルールを守り、共に支えあう人を育てます
- ③生涯を通じて自己を高め、社会に貢献する人を育てます

(3) 重視する考え方

- 地域の素材（自然、歴史、伝統文化）を活用する
- 実体験を重視する
- 規範意識やモラルを向上させる
- 人とのかかわりを拡充する
- 社会全体（家庭・学校・地域）が協働する

教育大綱・教育振興基本計画修正案 議論のたたき台

現行基本理念	「ふるさとに学び 人がつなぐ 田原のひとづくり」
修正案	「ふるさとに学び 人が輝く 田原のひとづくり」 「ふるさとを愛し 幸せを育むまちづくり」
目指す人づくり 現行	①ふるさとを愛し、たくましく生きる人を育てます ②社会のルールを守り、共に支えあう人を育てます ③生涯を通じて自己を高め、社会に貢献する人を育てます
目指す人づくり 修正案	ふるさとを愛し、たくましくしなやかに生きる人を育てます 礼節や約束を守り、共に支えあう人を育てます 人のつながりを大切にし、共に支えあう人を育てます 共に支えあい、互いに認め合える人を育てます 地域との絆を深め信頼される人を育てます 夢や希望の実現に努力する人を育てます ふるさとの誇りを持って世界に羽ばたく人を育てます スポーツに親しみ、心身共に健康な人を育てます
重視する考え方 現行	○地域の素材（自然、歴史、伝統文化）を活用する ○実体験を重視する ○規範意識やモラルを向上させる ○人とのかかわりを拡充する ○社会全体（家庭・学校・地域）が協働する
重視する考え方 修正案	○地域の教育資源(自然・歴史・文化・スポーツ・人物)を活用する ○地域資源（自然・歴史・文化・スポーツ・人物）を活用する ○実体験と読書を重視する or 歴史や実体験と読書を重視する ○人とのコミュニケーションを大切にする ○社会全体（家庭・学校・地域）が協働する